

日本語教育文法から見たボイス表現

一橋大学国際教育交流センター教授 庵 功雄
lsaoiori@courante.plala.or.jp
<http://www12.plala.or.jp/isaoiori/>

1. はじめに

- 日本語教育文法とは？
- 日本語教育に直接役立つ文法記述を目指す（庵2011）
- ←日本語学の研究が進めば、それが結果として、日本語教育の役に立つ（はずだ）
- →こうした立場は取らない
- →「**産出のための文法**」を重視する（庵2017a）
- <本発表の目的>
- ボイス表現を産出できるようにするための文法記述について考える

1. はじめに

- 本発表の立場：「産出のための文法」を重視する（庵2017a）
- 理解レベルと産出レベル：文法と語彙に存在する区別
 - 理解レベル：意味がわかれればいい形式
 - 産出レベル：意味がわかった上で使える必要がある形式
- Ex. 事由と理由
 - 意味はどちらも「理由」だが、「事由」は法律、行政関係に偏る（理解レベル）
 - 「理由」は明らかに産出レベル
- →理解レベルの方が圧倒的に多い

1. はじめに

- ボイス表現
- 受身、使役、自他の対応を「ボイス表現」と考える（野田1991、庵2012）

1. はじめに

- ボイス表現について言われること
- 1. **産出が難しい**（山内2009）
- それに、彼らは小さい時から人間関係の交際能力が欠け、大きくなると背負うこともたくさんあるという恐れがある。大人になる一つの象徴として、婚姻は自然に彼らに**抵抗される**。（→彼らは自然に婚姻に抵抗する）
- そのほかの問題としてはもし晩婚化が続ければ【→続ければ】、若い年齢の出生率を**低下させて**【→が低下し】、それにともなう晩産化や無産化、少子化が起こることが挙げられる。（JCK作文コーパス）（庵・張2017）

1. はじめに

- ボイス表現について言われること
 - 2. 初級で扱う必要はない（野田2005、山内2009）
 - →反論
- ✓ボイス表現の中には、日本語表現として重要なものもある（多い）
→初級でも扱うべきものがある
→適切に導入すれば、初級でも「産出できる」ようになる（菊地・増田2009、増田2014）
- ✓初級で扱わないとしても、どこで扱うかは明示的に決めるべきである
→レベル別に導入することとし、その導入順序について考える（本講演のテーマ）

2. 「産出のための文法」の観点から

- 「産出のための文法」にとって重要なこと（庵2017a）
 - 1. 規則の性質（庵2017a）
 - 2. レベルごとにできることを増やす（庵2015、2018）

2. 「産出のための文法」の観点から

- 「産出のための文法」にとって重要なこと（庵2017a）
- 1. 規則の性質（庵2017a）

母語話者にとっての文法と非母語話者にとっての文法

2. 「産出のための文法」の観点から

- 「産出のための文法」にとって重要なこと（庵2017a）
 - 1. 規則の性質（庵2017a）

母語話者にとっての文法

文法能力 (grammatical competence)

- (1)a. 母語話者は、母語の任意の文の文法性を判断できる。
- b. 母語話者は、モニターができる環境では、文法的な文のみを産出する。

2. 「産出のための文法」の観点から

- 「産出のための文法」にとって重要なこと（庵2017a）
- 1. 規則の性質（庵2017a）

母語話者にとっての文法

文法能力（grammatical competence）に依存できる

○○とは言いますね。

××とは言いませんね。

それはなぜかと言うと、△△だからです。→謎解き（白川2002）

2. 「産出のための文法」の観点から

- 「産出のための文法」にとって重要なこと（庵2017a）
- 1. 規則の性質（庵2017a）

非母語話者にとっての文法

文法能力に依存できるできない

←依存できるのなら、文法教育は不要

??○○とは言いますね。

??××とは言いませんね。

????それはなぜかと言うと、△△だからです。

2. 「産出のための文法」の観点から

- 「産出のための文法」にとって重要なこと（庵2017a）
- 1. 規則の性質（庵2017a）

母語話者にとっての文法における規則

体系性、網羅性を重視

→ a. 規則の数を増やす

b. 規則を抽象化する

→ 理解レベルでは有効（ex. Springの多義性）

→（規則のカバー率）100%を目指す文法

2. 「産出のための文法」の観点から

- 「産出のための文法」にとって重要なこと（庵2017a）
- 1. 規則の性質（庵2017a）

非母語話者にとっての文法における規則

a. 規則の数を増やす

→使いこなせなくなる、相互に矛盾する可能性が高まる

b. 規則を抽象化する

→産出には結びつかない（ex.「から」と「ので」、場所を表す「に」）

2. 「産出のための文法」の観点から

- 「産出のための文法」にとって重要なこと（庵2017a）
- 1. 規則の性質（庵2017a）

母語話者にとっての文法における規則

a. 規則の数を増やす

b. 規則を抽象化する

→（規則のカバー率）100%を目指す文法

→a, bとも非母語話者にとっての文法にはふさわしくない

→（規則のカバー率）100%を目指さない文法が必要

2. 「産出のための文法」の観点から

- 「産出のための文法」にとって重要なこと（庵2017a）
- 1. 規則の性質（庵2017a）
→（規則のカバー率）「100%を目指さない」文法の重要性
- 2. レベルごとにできることを増やす（庵2015、2018）

2. 「産出のための文法」の観点から

- 「産出のための文法」にとって重要なこと
 - 1. 規則の性質（庵2017a）
 - 2. レベルごとにできることを増やす（庵2015、2018）
- ✓ 学習者にとって、できるようになると役に立つものから順に導入する
- ✓ 初級から上級までを見据えた文法シラバスの中に位置づける
- 本講演では、この2点を軸に、「産出のための文法」の観点から、ボイス表現のとらえ方、および、文法シラバスの中でのボイス表現の位置づけについて論じる

2. 「産出のための文法」の観点から

- 本発表の構成
 - レベルごとにできることを増やす（庵2015、2018）
 1. 学習者にとって、できるようになると役に立つものから順に導入する
 2. 初級から上級までを見据えた文法シラバスの中に位置づける
- 受身に関する導入順序とその根拠
使役に関する導入順序とその根拠
自他の対応に関する導入順序とその根拠

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 前提となることがら
- 1. 話し手自身に関する内容は、それ以外の内容よりも、学習者にとって重要である
 - →より早くから産出できた方がよい、学習者の学習の動機付けを高める
- 2. 上級段階では、さまざまなレジスター (ex. 話しこばー書きこば、日常言語ーアカデミック)において求められる文法項目を産出できる必要がある
 - →N1, N2の文法項目が産出できるということではない
 - →統語的（文法的）観点と形態的観点に分けて考える

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 1. 受身
- 2. 使役
- 3. 自他の対応

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 1. 受身
- 2. 使役
- 3. 自他の対応

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 1. 受身に関する導入順序
- 受身とは？
- 図1において、受け手（Y）の立場から出来事を描く文型

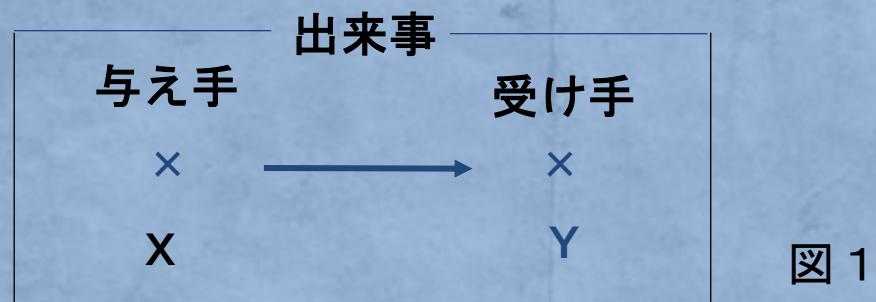


図 1

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 1. 受身に関する導入順序
- 1-1. 主語の身に起こったことを述べる
- 1-2. 使役受身
- 1-3. 自動詞の代わり（形態的観点）

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 1. 受身に関する導入順序の根拠
- 1-1. 主語の身に起こったことを述べる
- 1-2. 使役受身
- → いずれも、典型的には話し手の身に起こったこと
- → 話し手にとって、関与的であり、必要度が高い

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 1. 受身 1-1. 主語の身に起こったことを述べる (1)
- (10) a. YがXよりも話し手にとって重要なときは受身を使う
- 特に、Yが話し手のときは、原則として、受身を使わなければならない

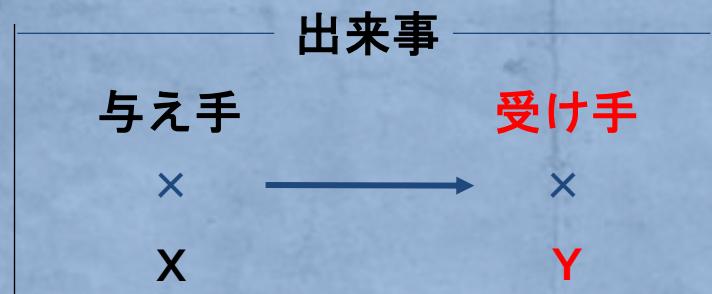


図 1

- (私は) 父に叱られたんだよ。 (?父が私を叱ったんだよ。)
- *あいつの自転車、僕に乗ってこられたよ。 (張2001 中国語ではOK)
- ←**視点制約** (久野1978、陳2017)

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 1. 受身 1-1. 主語の身に起こったことを述べる (2)
- (10) b. Yがaを満たし (特に、Y=話し手) 、Zが「体の部分、持ち物」のときは、「Yは (Xに) ZをV (ら) れる」を使う (?「YのZが (Xに) V (ら) れる」)
-

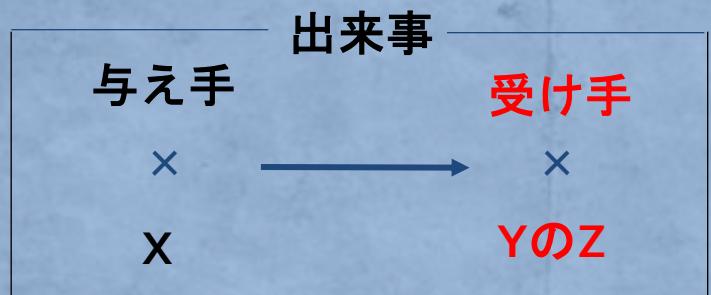


図4

- - (私は) 電車の中で足を踏まれたんだ。 (*私の足が電車の中で踏まれたんだ。)
 - (私は) クレジットカードを盗まれたんだ。 (?私のクレジットカードが盗まれたんだ。)

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 1. 受身 1-2. **使役受身** 自分の本意ではない行為を他者に強要されたことを表す
- (7)a. 私は歌を歌つた。 (他動詞) ／ 私はプールで泳いだ。 (自動詞)
 - ↓ 不本意なことを強要された
- b. 私は友達に歌を歌わされた。 ／ 私はコーチにプールで泳がされた。 (**使役受身**)
- →使役も受身も無関係

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 1. 受身に関する導入順序の根拠
- 1-3. 自動詞の代わり（形態的観点）
- →基本的に、「もの」が主語、または、出来事を報告するための用法（主語は話し手以外）

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 1. 受身 1-3. 自動詞の代わり

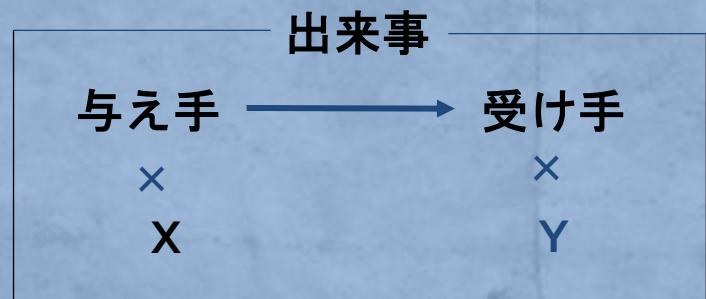


図 1

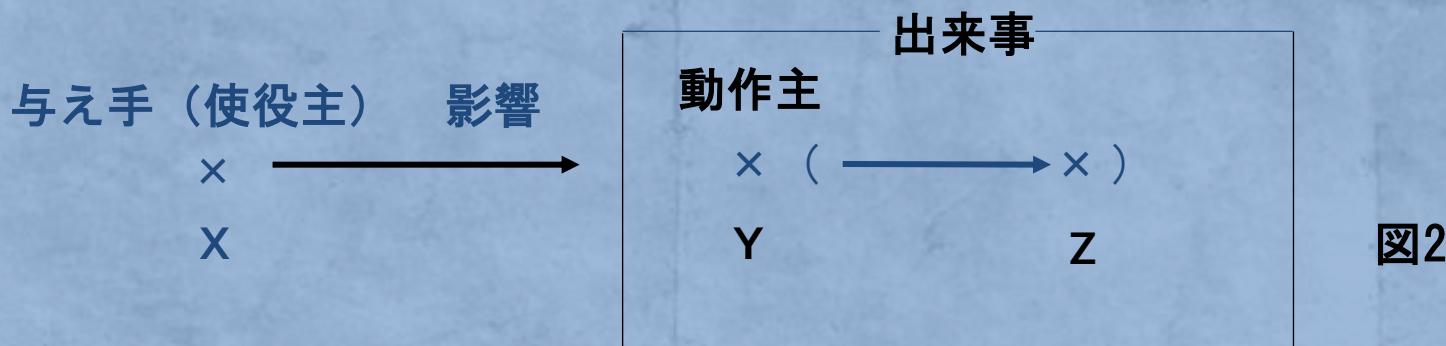
- Xが問題にならず、特に、対応する自動詞が存在しないときは受身が使われる
- (3) 先週、新製品が発売された。(*先週、新製品が発売した。)

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 1. 受身
- 2. 使役
- 3. 自他の対応

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 2. 使役に関する導入順序
- 使役とは？
- 図2で、X（使役主）が出来事を引き起こすことを表す文型



3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

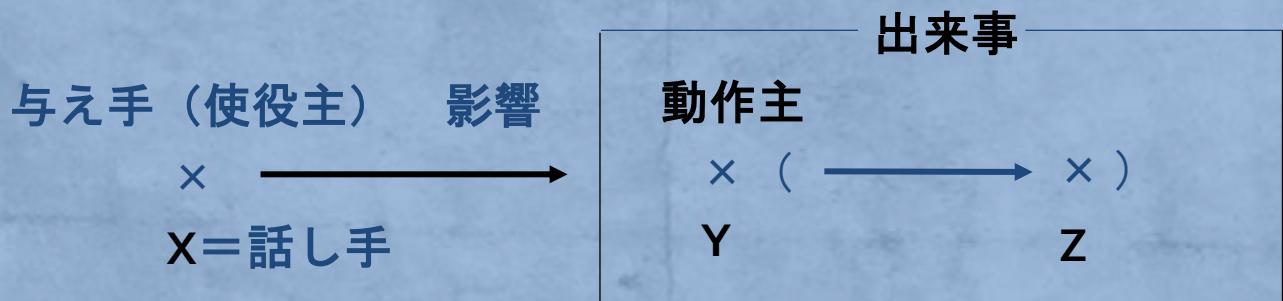
- 2. 使役に関する導入順序
- 2-1. 使役主が話し手の場合
- 2-2. 「-させ」がつくと、動作主が変わる
- 2-3. 動作主が話し手の場合
- 2-4. 使役主も動作主も話し手ではない場合
- 2-5. 他動詞の代わり（形態的観点）

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 2. 使役に関する導入順序の根拠
- 2-1. 使役主が話し手の場合
- →主語が話し手
- 2-2. 「-させ」がつくと、動作主が変わる
- →動作主（使役文において主語に次いで重要なものの）が話し手（命令文）
- 2-3. 動作主が話し手の場合
- →動作主が話し手（平叙文）

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

■ 2. 使役 2-1. 使役主 (X) が話し手の場合



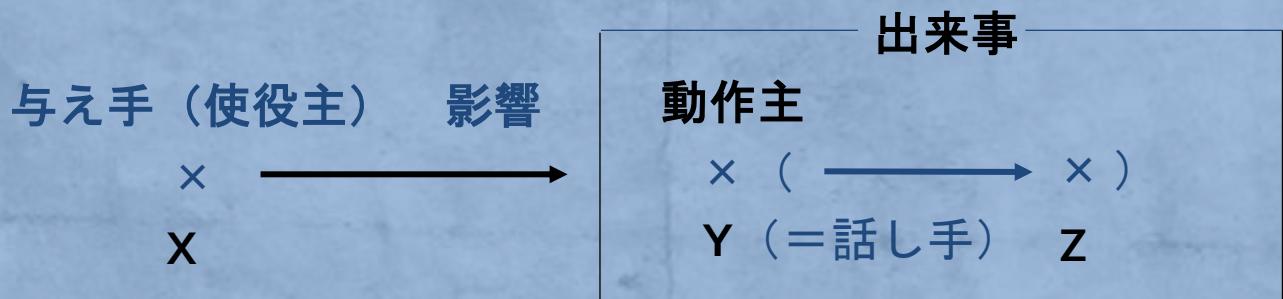
- (11) b. ○私は娘にピアノを弾かせた。 (XがYより目下／対等)
- a. ?私は田中先生にピアノを弾かせた。 (「裸の使役」) (XがYより目上)
- (12) 私は {娘／田中先生} にピアノを弾いてもらった。 (XとYの関係に制限なし)
- →「裸の使役」は、XがYより目上の場合にしか使えない (高橋・白川2005)
- →話し手を主語にした「裸の使役」の文は (非常に) 作りにくい

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 2. 使役 2-2. 「-させ」がつくと、動作主が変わる
- (13) a. パリに出張してください。 (出張するのは聞き手。命令者は私)
- b. パリに出張させてください。 (出張するのは私。命令者は聞き手)
- 「～てください」(初級:既知文型) → 「～させてください」(中級:未知文型)

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 2. 使役 2-3. 動作主 (Y) が話し手の場合



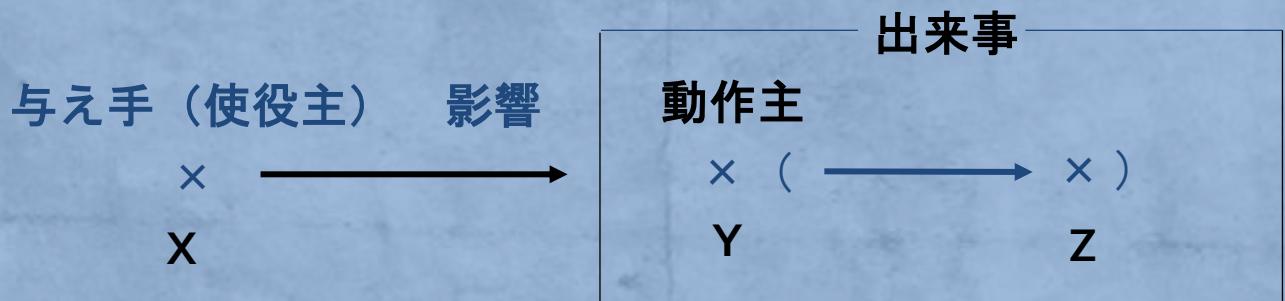
- (14) a. 林さんは私に (林さんの) パソコンを使わせてくれた。
b. 私は (林さんに) 林さんのパソコンを使わせてもらった。
- 「# 林さんは私に (林さんの) パソコンを使わせた。」は、「強制」の意味になる
- →「私は林さんに (林さんの) パソコンを使わされた。」(使役受身) の方が自然

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 2. 使役に関する導入順序の根拠
- 2-4. 使役主も動作主も話し手ではない場合
 - →主語は人だが、話し手が絡まないか、絡むとしても、制限がある (cf. 2-1)
 - →出来事の描き方として、非典型的

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 2. 使役 2-4. 使役主 (X) も動作主 (Y) も話し手ではない場合



- (15) a. 太郎は弟を買い物に行かせた。<強制> (「裸の使役」)
- b. 太郎は弟にゲームをさせてあげた／させてやった。<許可／放任>
- 初級教科書の例文 (「裸の使役」) は、話しことばでは使える可能性が最も少ない
- 使役の適切な産出を阻害している

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 2. 使役に関する導入順序の根拠
- 2-5. 他動詞の代わり（形態的観点）
- →使役が「文法」的手段として使われていない
- →使役としては非典型的な用法
- →ただし、書きことばでは**最も多い用法**（森2012）
- →アカデミックなレジスターでは必要

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 1. 受身
- 2. 使役
- 3. 自他の対応

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 3. 自他の対応に関する導入順序
- 自他の対応とは？
- 図3で、動作主を含めて（点線より上で）出来事を表すか、動作主を含めずに（点線より下で）出来事を表すかの対立

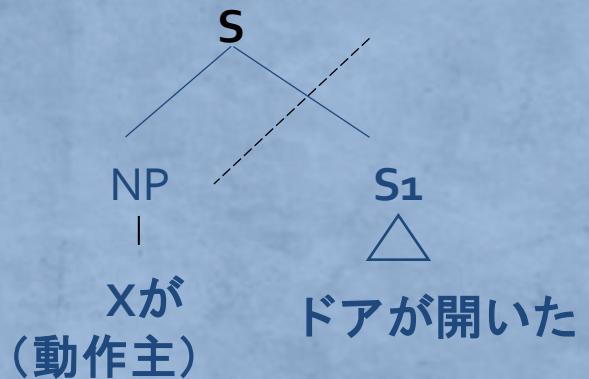


図3

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

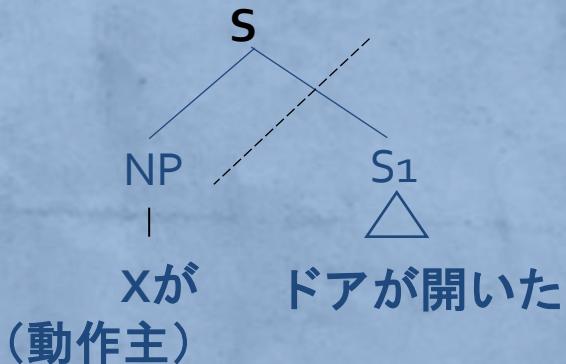
- 3. 自他の対応に関する導入順序
- 3-1. 動作主の有無
- 3-2. 責任の所在の明示／非明示
- 3-3. 使役、受身との関係（形態的観点）

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 3. 自他の対応に関する導入順序の根拠
- 3-1. 動作主の有無
 - →自他の対応の定義
- 3-2. 責任の所在の明示／非明示
 - →3-1から直接派生するところ

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

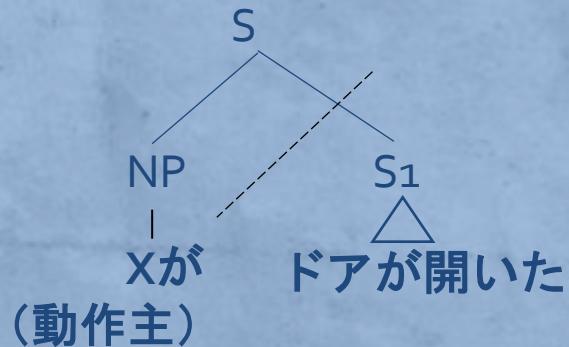
- 3. 自他の対応 3-1. 動作主の有無



- 自動詞は動作主を含めずに表現する (17) a. 電気がついた。
- 他動詞は動作主を含めて表現する b. 電気をつけた。
- 他動詞の方が、動作主の関与が感じられる

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 3. 自他の対応 3-1. 責任の所在による違い (Hinds 1986)



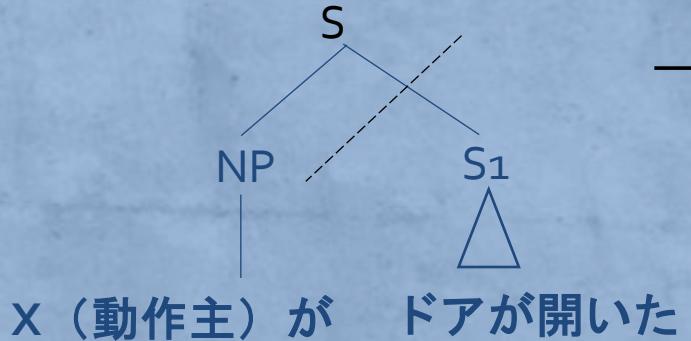
- 自動詞は動作主を含めずに表現する
- 他動詞は動作主を含めて表現する
- 自動詞は責任の所在を明示しない (18) a. 水がこぼれた。
b. 水をこぼした。
- 他動詞は責任の所在を明示する

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 3. 自他の対応に関する導入順序の根拠
- 3-3. 使役、受身との関係（形態的観点）
- →自他の対応は、使役、受身と密接な関係にある

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

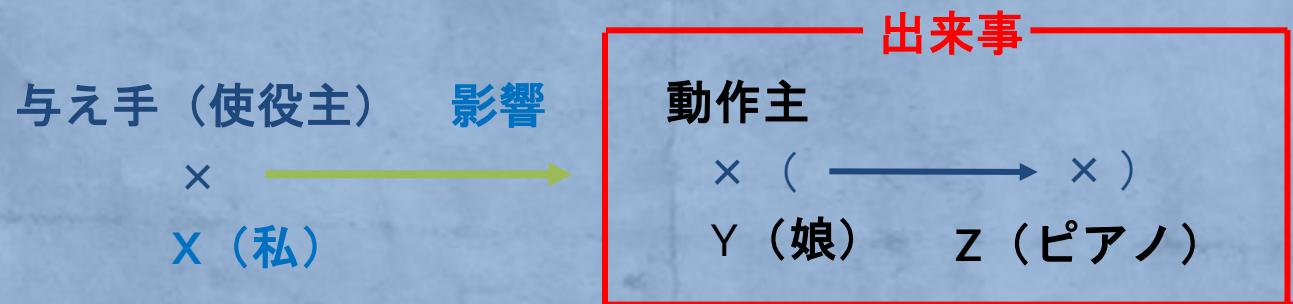
- 3. 自他の対応とは？ 同じ出来事を、自動詞を使っても、他動詞を使っても表せる
- →他動詞文は、自動詞文を含意する



- (9) a. Xが ドアを開けた。 (点線より上を含めて表現→「する」的表現)
- Xが [ドアが開く] (ようにした) *ドアを開けたが、開かなかつた。 (宮島1985)
- b. ドアが開いた。 (点線より下だけで表現 →「なる」的表現)
- →池上 (1981) 「する」型言語 (ex. 英語) と「なる」型言語 (ex. 日本語)

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 2. 使役とは？ 出来事の外にいる使役主と実際に行動する動作主の関係を表す



- 出来事の外にいるX（使役主）がY（動作主）に働きかけて出来事を引き起こす
 - 使役文は、非使役文を含意する ??娘にピアノを弾かせたが、娘はピアノを弾かなかつた。
 - (4) 私は 娘にピアノを弾かせた。 (使役文)
娘がピアノを弾いた。 (非使役文)
 - 私は [娘がピアノを弾く] させた

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 自他の対応と使役
- (9) a. **Xがドアを開けた。** (他動詞文)
- Xが [ドアが開く] (ようにした) ↑ 項 (必須補語) + 1
- b. **ドアが開いた。** (自動詞文)
- (4) 私は**娘にピアノを弾かせた。** (使役文)
- 私は [娘がピアノを弾く] させた ↑ 項 (必須補語) + 1
- **娘がピアノを弾いた。** (非使役文)
-

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 1. 受身 1-3. 自動詞の代わり



図 1

- Xが問題にならず、特に、対応する自動詞が存在しないときは受身が使われる
 - 先週、**X**が**新製品**を発売した。 (能動文 = 非受動文)
 - (3) 先週、 **新製品**が発売された。 (受動文)

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 自他の対応と受身
 - (9) a. **X**が**ドア**を開けた。 (他動詞文)
↓ 項 (必須補語) - 1
 - b. **ドア**が開いた。 (自動詞文)
 - 先週、**X**が**新製品**を発売した。 (能動文 = 非受動文)
↓ 項 (必須補語) - 1
 - (3) 先週、**新製品**が発売された。 (受動文)

3. ボイス表現に関する導入順序とその根拠

- 受身、使役と自他の対応（項（必須補語）の増減の観点から）（野田1991）

自他の対応	受身	使役
Xがドアを開ける	Xが新製品を発売する	XがA国の経済を発展させる (*発展する)
↓自動詞化（項を1つ減らす）		↑他動詞化（項を1つ増やす）
ドアが開く	新製品が発売される (*発売する)	A国の経済が発展する

4.まとめ

- ボイス表現について言われること
 - 1. 産出が難しい
 - 2. 初級で扱う必要はない
 - →反論
- ✓ボイス表現の中には、初級でも扱うべきものがある
- ✓初級で扱わないとしても、どこで扱うかは明示的に決めるべきである
→適切に導入すれば、初級でも「産出できる」ようになる
→レベル別に導入することとし、その導入順序について考える

4.まとめ

- ボイス表現の導入において考えるべきこと

1. ボイス表現のとらえ方

図1 受身

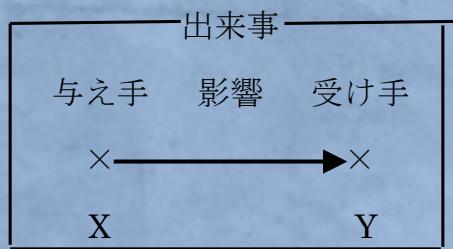


図2：使役

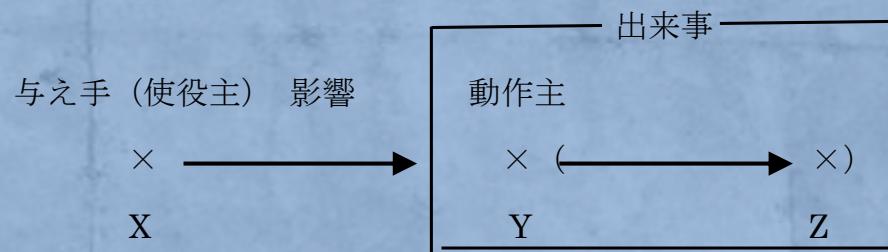
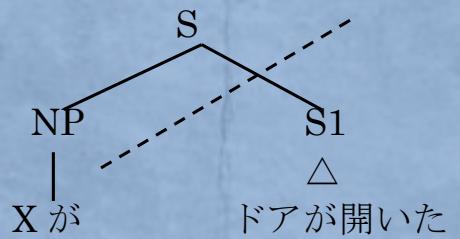


図3 自他の対応



4.まとめ

- 2. ボイス表現の導入順序とその根拠
- <優先すべきもの（典型的なもの）>
- ✓ 1. 話し手が関わるものから始める
 - (受身) 話し手の身に起こったこと→使役受身
- ✓ 2. 話し手が主語であるものから始める
 - (使役) 話し手が使役主→話し手が命令者→話し手が動作主
- ✓ 3. 定義に関わるものから始める
 - (自他の対応) 動作主の有無（定義）→責任の所在の有無

4.まとめ

- ボイス表現の導入順序とその根拠
- <後回しにすべきもの（非典型的なもの）>
- ✓ 4. 話し手が絡まないか、絡むとしても、制限がある（使役）
- <書きことば／アカデミックな文脈で必要>
- ✓ 5. 形態的な観点
 - 他動詞（Xがドアを開ける）
 - ↓ 項が -1 ⇒ 受身 ↑ 項が +1 ⇒ 使役
 - 自動詞（ドアが開く）

4. まとめ

- このようにして、ボイス表現（受身、使役、自他の対応）を使って表せる
ことを適切に把握し、
- 話し手に関すること→話し手が関わらないこと→形態的観点、という話し
手が表現したい内容（=自然な教室活動が考えられる内容）にそくして
表現形式を拡張していくことで、
- ボイス表現を「産出」できるようになることが可能となる
- →「文法は初級で終わり」にしない文法教育

自動詞・他動詞とメディアリテラシー（庵2013）

- 石井（2012）：「新しい歴史教科書」をその他の教科書と比較
- (a) わずかな兵力しか持たない朝鮮は、清に鎮圧のための出兵を求めたが、日本も甲申事変後の清との申し合せに従い、軍隊を派遣し、日清両軍が衝突して日清戦争が始まった。（「新しい歴史教科書」）
- (b) 日本はイギリスの支持を期待し、朝鮮から清の勢力を除こうとして戦争を始めました。これを日清戦争といいます。（別の出版社の教科書）

自動詞・他動詞とメディアリテラシー（庵2013）

- 石井（2012）：「新しい歴史教科書」をその他の教科書と比較
- (c) 日本軍は国民党政府の首都南京を落とせば蒋介石は降伏すると考え、12月、南京を占領した（このとき、日本軍によって民衆に多数の死傷者が出た。南京事件）（「新しい歴史教科書」）
- (d) 日本軍は、ナンキン占領のとき、大ぜいの中国民衆を殺していたが（南京虐殺事件）、日本国民には知られなかった。（別の出版社の教科書）
- →「新しい歴史教科書」は、日本の戦争責任に関する記述では、「一貫して」自動詞や受身を使用（他の出版社は、一貫してではない）

自動詞・他動詞とメディアリテラシー（庵2013）

- ・ 井上ひさし『私家版日本語文法』：白書で使われている受身表現を批判
- ・ (e) 「農業を従とする第二種兼業農家は、社会の安定層として地域社会の維持、発展に寄与することが期待される。しかし、出稼ぎ、日雇いなど不安定な兼業もうち三割ほどあるので、雇用の安定に努めるべきだ」。こうしたことが白書のポイント。
- ・ 右の農業白書の記述が何となく無責任に見えるのはなぜであろうか。傍線の部分が、……と考えられる ……成行が注目される ……と思われる ……とみられる ……と思い出される などと同じ、あの悪名高い「自然可能的な受身」になっているせいである。「なすがまま」「なされるがまま」「自然になるようになる」といった調子で書かれているから無責任な印象を受けるのである。危機に瀕(ひん)した日本農業を、農民とともに、死にものぐるいで少しでもましな方向へ推し進めていかねばならぬはずの農林水産省が、他人事(ひとごと)のように、あるいは宿命論者よろしく、自然可能的な受身表現でレポートを記す。たいした度胸であると感心せざるを得ぬ。白書ぐらい受身抜きで書いてみたらどうなのかね。

自動詞・他動詞とメディアリテラシー（庵2013）

- 「新しい歴史教科書」と「白書」に見られる共通点は何か？
- なぜ、「新しい歴史教科書」や「白書」では「自動詞」や「受身」が使われるのか？
- →事実は同じであっても、伝え方によって、受け取り方は全く異なる
- →**メディアリテラシー**
- →「ことばの教育」と「ことばを通した教育」の接点・融合の可能性
- <参考>
- 宮 功雄（2017）「新聞記事の見出しに見られる「誘導性」に関する定量的考察：朝日新聞の場合」『人文・自然研究』12、一橋大学（<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/29103>）

参考文献

- 壱 功雄 (2011) 「日本語記述文法と日本語教育文法」森・壹編 (2011)
- 壱 功雄 (2012) 『新しい日本語学入門（第2版）』スリーエーネットワーク
- 壱 功雄 (2013) 「2「文法」でできること—自動詞・他動詞を例に」『日本語教育、日本語学の「次の一手」』くろしお出版
- 壱 功雄 (2015) 「日本語学的知見から見た中上級シラバス」壹功雄・山内博之編『データに基づく文法シラバス』くろしお出版
- 壱 功雄 (2016) 「日本語教育において必要な文法研究とは何か」公開シンポジウム「現場の疑問と研究をつなぐ」（於：日本女子大学）予稿集
- **壹 功雄 (2017a) 『一步進んだ日本語文法の教え方1』くろしお出版**
- 壱 功雄 (2017b) 「日々研が求めているもの」『日本語／日本語教育研究』9、ココ出版
- 壱 功雄 (2018) 「新しい留学生向け総合教科書作成のための予備的考察—初級文法項目を中心に—」『言語文化』54、一橋大学
- 壱 功雄・張 志剛 (2017) 「正確で自然な立場の選び方」石黒圭編『わかりやすく書ける作文シラバス』くろしお出版
- **壹 功雄 (2018) 『一步進んだ日本語文法の教え方2』くろしお出版**
- 石井正彦 (2012) 「『新しい歴史教科書』の言語使用—中学校歴史教科書8種の比較調査から—」『阪大日本語研究』24、大阪大学
- 池上嘉彦 (1981) 『「する」と「なる」の言語学』大修館書店
- 菊地康人・増田真理子 (2009) 「初級文法教育の現状と課題」『日本語学』28-11
- 久野 暉 (1978) 『談話の文法』大修館書店
- 小林典子 (1996) 「相対自動詞による結果・状態の表現」『文藝・言語研究』29、筑波大学
- 小林ミナ (2013) 「日本語教育文法の研究動向」『日本語学』32-7
- 佐藤琢三 (2005) 『自動詞文と他動詞文の意味論』風間書院

参考文献

- ・ 柴谷方良 (2000) 「「ヴォイス」仁田義雄・村木新次郎・柴谷方良・矢澤真人『日本語の文法1 文の骨格』岩波書店
- ・ 白川博之 (2002) 「記述的研究と日本語教育」『日本語文法』2-2
- ・ 杉村 泰 (2013) 「中国語話者における日本語の有対動詞の自動詞・他動詞・受身の選択について一人為的事態の場合」『日本語／日本語教育研究』4、ココ出版
- ・ 高橋恵理子・白川博之 (2005) 「初級レベルにおける使役構文の扱いについて」『広島大学日本語教育研究』16、広島大学
- ・ 張 麟声 (2001) 『日本語教育のための誤用分析—中国語話者の母語干渉20例』スリーエーネットワーク
- ・ 陳 林柯 (2017) 「現代日本語における視点制約に関する定量的研究」2017年度一橋大学言語社会研究科博士学位取得論文
- ・ 野田尚史 (1991) 「文法的なヴォイスと語彙的なヴォイスの関係」仁田義雄編『日本語のヴォイスと他動性』くろしお出版
- ・ 野田尚史 (2005) 「コミュニケーションのための日本語教育文法の設計図」野田編 (2005)
- ・ 野田尚史編 (2005) 『コミュニケーションのための日本語教育文法』くろしお出版
- ・ 増田真理子 (2014) 「教室における日本語の受身の教育」『2014年度日本語教育学会春季大会予稿集』
- ・ 宮島達夫 (1985) 「ドアをあけたが、あかなかつた」宮島達夫 (1994) 『語彙論研究』むぎ書房に再録
- ・ 森 篤嗣 (2012) 「使役における体系と現実の言語使用」『日本語文法』12-1
- ・ 森 篤嗣・庵 功雄編 (2011) 『日本語教育文法のための多様なアプローチ』ひつじ書房
- ・ 山内博之 (2009) 『プロフィシエンシーから見た日本語教育文法』ひつじ書房
- ・ Hinds, John (1986) *Situation vs. Person Focus.* くろしお出版

ご清聴ありがとうございました